南関東防衛局綱紀粛正及び秘密保全対策委員会設置要綱を次のように定める。 平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局綱紀粛正及び秘密保全対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 南関東防衛局職員(以下「職員」という。)の服務の厳正な確保及び秘密 保全の徹底に関する対策等について調査審議するため、南関東防衛局に、綱紀粛 正及び秘密保全対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

- 第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、南関東防衛局次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、企画部長、調達部長、管理部長及び労務管理官をもって充てる。 (運営)
- 第3条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (報告)
- 第4条 委員長は、委員会の調査審議の結果を、適宜、南関東防衛局長に報告する ものとする。

(幹事会)

- 第5条 委員会に、委員長の命じた事項を調査審議させるため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事は、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長、装備 課長、業務課長及び労務対策官をもって充てる。
- 4 総務課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会で調査審議した事項について委員会に報告するものとする。

(専門部会)

- 第6条 委員長は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の構成及び運営については、委員長が、その都度定める。 (関係者の出席)
- 第7条 委員会及び幹事会は、必要があると認められるときは、関係ある職員の出席を求め、意見を述べさせるとともに、関係部課等の長に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。